

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年5月28日現在

Table with columns: 福島県 (Fukushima Prefecture), 出荷制限 (Shipping Restrictions), and 摂取制限 (Intake Restrictions). Rows include categories like 原乳 (Raw Milk), 野菜類 (Vegetables), 穀類 (Grains), 水産物 (Seafood), and 肉 (Meat), with detailed regional and product-specific information.

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、及び飯館村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年5月28日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、鵜ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。) |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 奥州市 |
| 水産物 | ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、富谷市 ----- 仙台市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソテツ(こごみ) | 栗原市 |
| | コシアブラ | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 大崎市、加藤町 |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。))及び松川(支流を含む。))、瀧川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。))、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))、七ヶ宿ダムの上流を除く。))及び同県内の北上川(支流を含む。)) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ----- 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) |
| | タケノコ | 北茨城市、鉾田市、大洗町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町 |
| 水産物 | アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成30年5月28日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-------------------------------------|--|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、 高根沢町 、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クワタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 | |
| ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 | |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬭恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉県、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| | コイ | 並びに手賀川(支流を含む。) |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) |
| ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 | | |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | コシアブラ(野生のものに限る。) | 魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |
| 肉 | シカの肉 | 軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。) |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年5月28日現在

| 種別 | 出荷制限 |
|--|---|
| 原乳 | H23.3.21～：下部の地域以外 H23.3.21～4:48解除：喜多方市、磐梯町、楨原町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4:18解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、磐前市、田村市（旧郡除村の区域を除く）、三春町、小野町、鶴石町、石川町、浪川町、平田村、吉野町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、 |
| | H23.3.21～4:21解除：南相馬市、新地町 H23.3.21～5:1解除：南相馬市（飯島区のうち、島崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～6:8解除：田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木木森、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～10:7解除：会津美里町、高野町、天栄町、楳橋村、内見町、北塩原村、南会津町、会津坂下町、通川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、楡倉町、三玉川村、広野町、楳原町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～H28.12:28解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、楳原町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 |
| | H23.3.21～H30.3:16解除：川俣町（山本屋の区域に限る。）、喜岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 |
| | H23.3.21～：下部の地域以外 H23.3.21～5:11解除：白河市、いわき市、矢吹町、楳倉町、矢野町、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.21～5:11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、楨原町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只野町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、楳橋村 H23.3.21～5:28解除：新地町、南相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～6:9解除：飯山町、浪江町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～6:23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、楳倉町、矢野町、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.21～11:4解除：立野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、 |
| | H23.3.21～H23.3:29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 |
| | H23.3.21～H23.3:17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 |
| | H23.3.21～H28.3:14解除：喜岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、大野町（平成24年11月30日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 |
| | H23.3.23～：下部の地域以外 H23.3.23～4:27解除：白河市、矢吹町、楳倉町、矢野町、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.23～5:28解除：新地町、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域を除く。）、 |
| | H23.3.23～6:18解除：磐前市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鶴石町、石川町、浪川町、吉野町、三春町、小野町、天栄村、三玉川村、平田村 H23.3.23～6:23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山本屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、楳倉町、矢野町、西郷村、泉崎村、中島村、鮎川村 H23.3.23～5:28解除：新地町、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域を除く。）、 |
| | H23.3.23～H23.3:29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 |
| H23.3.23～H27.2:18解除：楳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、 | |
| H23.3.23～H28.3:17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助町、原町区高倉宇助屋敷、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇結木、原町区高倉宇結木山、原町区高倉宇横川、原町区高倉宇葉原、原町区片倉宇行津及び原町区大原和田城の区域に限る。）、川俣町（山本屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 | |
| H23.3.23～H28.3:14解除：喜岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、大野町（平成24年11月30日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された補完避難区域を除く区域に限る。）、 | |

※青字の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年5月28日現在

| 福島県 | 出荷制限 |
|---------------------------|---|
| クサソテツ(こごみ) | <p>H23.8.8～：福島市、桑折町</p> <p>H24.1.1～：川内町</p> <p>H24.6.7～：長井町、喜原町</p> <p>H24.8.10～：二本松市、大玉村</p> <p>H24.8.20～：郡山市</p> <p>H24.8.14～：飯沼町、葛西村</p> <p>H27.8.18～：広野町</p> |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | <p>H23.4.24～H23.9.11解除：玄洋食品</p> <p>H27.8.17～：飯沼町</p> |
| コシアブラ | <p>H24.8.2～：福島市、二本松市</p> <p>H24.8.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津美濃町、須賀川市、飯沼町</p> <p>H24.8.10～：伊達市、飯沼町、大野町、会津坂下町、玉川村、平田村、伊藤町</p> <p>H24.8.14～：須賀川市、いわき市、川内町、石川町、天栄町</p> <p>H24.8.17～：桑折町、喜原町</p> <p>H24.8.17～：長井町、喜原町、二本松市、大玉村</p> <p>H24.8.14～：葛西村</p> <p>H24.8.18～：福島市、南相馬市、吉岡町、南会津町、新地町、桑折町</p> <p>H24.8.20～：三島町、川内町</p> <p>H24.8.22～：浪川町、広野町</p> <p>H24.8.29～：本宮市、桑折町、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、伊藤町</p> <p>H24.8.29～：大野町</p> <p>H24.8.3～：会津若松市、楡川町</p> <p>H24.8.9～：会津町</p> <p>H24.8.10～：飯沼村</p> |
| コシアブラ (野生のものに限る。) | <p>H24.8.28～：西会津町</p> <p>H24.8.8～：只見町</p> |
| ゼンマイ | <p>H24.8.2～：いわき市、二本松市</p> <p>H24.8.10～：福島市</p> <p>H24.8.24～：川内町</p> <p>H24.8.17～：須賀川市</p> <p>H24.8.14～：飯沼町、葛西村</p> <p>H24.8.18～：須賀川市</p> <p>H24.8.20～：川内町</p> <p>H24.8.10～：郡山市</p> <p>H27.8.11～：田村町</p> |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | <p>H24.8.14～：広野町、大玉村</p> |
| ウワミソウ (野生のものに限る。) | <p>H24.8.24～：須賀川市、葛西村</p> |
| カラシナ (野生のものに限る。) | <p>H24.8.1～：いわき市、福島市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.8.2～：福島市</p> <p>H24.8.7～：郡山市、白河市、飯沼町、新地町</p> <p>H24.8.10～：大玉村、葛西村</p> <p>H24.8.14～：川内町</p> <p>H24.8.28～：南相馬市</p> <p>H24.8.14～：広野町、浪川町、葛西村</p> <p>H24.8.18～：二本松市、吉岡町、桑折町</p> <p>H24.8.20～：川内町</p> <p>H24.8.25～：本宮市、須賀川市</p> <p>H24.8.3～：楡川町</p> <p>H24.8.10～：田村市</p> <p>H24.8.14～：喜原町</p> <p>H24.8.2～：北相馬村</p> |
| フキ (野生のものに限る。) | <p>H27.8.29～：葛西村</p> <p>H24.8.18～：飯沼町、葛西村</p> <p>H24.8.18～：天保村</p> |
| フキトウ (野生のものに限る。) | <p>H24.8.9～：福島市、川内町、田村市、福島市、広野町</p> <p>H24.8.18～：伊達市、桑折町、葛西町</p> <p>H24.8.11～：飯沼町、葛西村</p> <p>H27.8.29～：南相馬市</p> <p>H24.8.20～：二本松市</p> <p>H24.8.10～：伊達市</p> |
| ワラビ | <p>H24.8.10～H24.8.11一部解除：いわき市(候補されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.8.17～：川内町</p> <p>H24.8.17～H27.8.19一部解除：喜多方市(候補されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.8.17～H24.8.24一部解除：福島市(候補されるワラビは出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.8.17～：須賀川市</p> <p>H24.8.11～：浪川町</p> <p>H24.8.20～：飯沼町</p> <p>H24.8.14～：葛西村</p> <p>H24.8.14～：二本松市</p> |
| ワラビ(野生のものに限る。) | <p>H24.8.14～：広野町</p> |
| ウメ | <p>H23.8.2～H25.10.27解除：福島市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.8.8～：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに飯沼区高倉中助常、飯沼区高倉中牧原、飯沼区高倉中七曲、飯沼区高倉中、飯沼区高倉中木崎、飯沼区高倉中五台山、飯沼区高倉中黒川、飯沼区高倉中黒原、飯沼区高倉中津及及び飯沼区高倉中黒原の区域に限る。)</p> |
| ユズ | <p>H23.8.6～H27.8.19解除：須賀川市</p> <p>H23.8.6～H24.7.11解除：福島市</p> <p>H23.8.29～：福島市、南相馬市</p> <p>H24.1.10～H27.12.29解除：いわき市</p> <p>H24.1.21～H25.11.17解除：須賀川市</p> <p>H24.10.4～H24.11.17解除：伊達市</p> |
| クリ | <p>H23.8.20～：伊達市、南相馬市</p> <p>H24.9.28～H27.12.3解除：二本松市</p> <p>H24.10.12～H28.11.17解除：いわき市</p> |
| キウイフルーツ | <p>H23.12.9～H28.11.17解除：福島市</p> <p>H23.12.9～：南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに飯沼区高倉中助常、飯沼区高倉中牧原、飯沼区高倉中七曲、飯沼区高倉中、飯沼区高倉中木崎、飯沼区高倉中五台山、飯沼区高倉中黒川、飯沼区高倉中黒原、飯沼区高倉中津及及び飯沼区高倉中黒原の区域に限る。)</p> |
| 小豆 | <p>H23.1.4～H26.3.13一部解除：福島市(旧大生井村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> |
| 大豆 | <p>H24.1.15～H25.11.7一部解除：南相馬市(旧石神村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H24.12.25～H26.3.13一部解除：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.1.4～H26.3.13一部解除：郡山市(旧高野村の区域に限る。)</p> <p>～H28.10.7解除</p> <p>H25.1.4～H25.8.9一部解除：二本松市(旧小湊町及び旧染川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.1.4～H25.8.9一部解除：桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)</p> <p>～H28.10.7解除</p> <p>H25.3.25～H25.7.10一部解除：福島市(旧立子山村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島市(旧佐倉村及び旧水原村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.3.25～H25.7.10一部解除：福島市(旧鹿野村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市(旧塚本村及び旧富野村の区域に限る。)</p> <p>～H28.10.7解除</p> <p>H25.1.4～H25.7.10一部解除：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H25.1.4～H25.11.7一部解除：本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)</p> <p>～H28.3.25解除</p> <p>H25.12.18～H27.8.23一部解除：南相馬市(旧太田村の区域に限る。)</p> <p>～H27.10.23解除</p> <p>H26.12.17～H27.8.23一部解除：本宮市(旧白岩村に限る。)</p> <p>～H28.3.25解除</p> <p>H26.12.17～H28.3.25解除：大玉村(旧大山村に限る。)</p> |
| 稲米(平成23年度) | <p>H23.11.17～：福島市(旧小園村の区域に限る。)</p> <p>H23.11.29～：伊達市(旧小園村及び旧平野村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.9～：福島市(旧鹿野村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.9～：二本松市(旧染川村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.9～：伊達市(旧佐倉村及び旧水原村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.18～：伊達市(旧高野村の区域に限る。)</p> <p>H24.1.4～：伊達市(旧塚本村の区域に限る。)</p> |

この箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年5月28日現在

Table with columns for Prefecture (山形県, 秋田県, 福島県, 栃木県), Product Type (乳類, 肉類, 卵類, etc.), and specific product codes with their corresponding regulatory status and dates. Includes sub-sections like '野鳥類', '大産物', and 'その他'.

※この表の空白欄は、出荷制限の対象外

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成30年5月28日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 | |
|-----|--|--|------|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.10→H25.1.23解除： 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、唐甲山との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.19→H25.3.28解除： 水野川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.8.20→H25.12.17解除： 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.30→H25.2.28解除： 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.30→H24.9.28解除： 荒井川(支流を含む。) H24.5.30→H25.1.23解除： 武蔵川(支流を含む。) H24.5.30→H25.1.23解除： 及び栃木県内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) | |
| | 牛の肉 イノシシの肉 シカの肉 | H24.8.20→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を指す。 H24.12.9→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 H24.11.27→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。 | |
| その他 | 茶 H23.7.8→H24.6.1解除： 栃木市 H23.6.2→H25.3.28解除： 大田原市 H23.6.2→H25.3.31解除： 鹿沼市 | | |
| 群馬県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ カボチャ | H23.3.21→4解除： 全県 H24.8.28→： 菅原市、高野原町、碓氷村 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.10→： 美山町 H24.10.18→： 菅沼町 H24.10.28→： 碓氷町 H24.11.17→： 外ヶ島町 | |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.7→： 菅沼川のうち碓氷郡から東支電力株式会社高野原発電所取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27→H24.11.9解除： 碓氷川(支流を含む。) H24.4.27→H25.4.25解除： 小中川(支流を含む。) H24.4.27→H25.4.25解除： 及び碓氷川(支流を含む。) | |
| | イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマトリ鳥 | H24.8.20→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 H24.8.20→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 H24.8.20→H25.12.17解除： 県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。 H23.3.12→H30.1.28解除： 碓氷川(支流を含む。) | |
| その他 | 茶 H23.6.30→H24.5.28解除： 桐生市 H23.6.30→H25.6.7解除： 碓氷市 | | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18→： 碓氷町、菅沼町 H24.10.28→： ときがわ町 H24.11.27→： 美山町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | トマト ピーマン パセリ セリ | H23.4.4→4.22解除： 旭市、香取市、多古町 H23.4.4→4.22解除： 旭市 H23.4.4→4.22解除： 旭市 H23.4.4→4.22解除： 旭市 | |
| | タケノコ | H24.4.5→H25.10.23解除： 市原市、木更津市 H24.4.9→H25.11.14解除： 市原市 H24.4.9→H25.9.21解除： 香取市 | |
| | 豚肉 | H24.4.11→H27.1.22解除： 船橋市、白井市 H24.4.11→H25.10.23解除： 八千代市 H24.4.12→H25.10.23解除： 船橋市 H24.4.18→H25.10.23解除： 船橋市 | |
| | 豚肉(養殖) | H23.10.31→： 香取市 H23.10.11→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H23.11.18→： 美山町 H23.11.27→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H23.12.9→H23.12.9解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) | |
| | 豚肉(養殖) | H24.4.18→： 八千代市 H24.4.18→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H24.11.14→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H24.4.18→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H24.4.18→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H24.11.14→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) H24.11.14→H23.10.14解除： 香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される豚肉を指す。【出荷制限の対象から除く。】) | |
| | 鶏肉 | H24.7.18→： 野見川及び伊豆川に流入する野見川(支流を含む。)、野見川(支流を含む。) H23.7.18→： 野見川及び伊豆川に流入する野見川(支流を含む。)、野見川(支流を含む。) | |
| | イノシシの肉 | H23.11.17→： 千葉県内の野見川の下流(伊豆川を含む。ただし、碓氷川支流及び伊豆川の下流、碓氷川第一分水嶺の下流、八潮川、舟形川及び舟形川を除く。) | |
| | その他 | 茶 H23.6.2→9.7解除： 大網白里町 H23.7.8→H24.5.21解除： 鎌倉市 H23.6.2→H24.5.28解除： 八千代市 H23.6.2→H24.5.28解除： 野田町、高野町、山崎町 H23.6.2→H25.5.13解除： 成田市 | |
| | 神奈川県 | | 出荷制限 |
| | その他 | 茶 H23.6.2→8.29解除： 南足柄市 H23.6.23→8.12解除： 松田町、山北町 H23.6.2→10.14解除： 愛川町、清川村 H23.6.23→10.29解除： 相模原市 H23.6.27→10.29解除： 中野町 H23.6.2→11.1解除： 小田原市 H23.6.2→11.10解除： 真鶴町 H23.6.2→H24.10.19解除： 蓮川町 | |
| 新潟県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | コシヒカリ(野生のものに限る。) | H23.8.8→： 魚沼市、津南町 | |
| 肉 | クマの肉 | H23.8.21→： 清見町、碓氷町 H24.11.27→： 碓氷(碓氷町及び碓氷町を除く。) | |
| 山梨県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28→： 富士吉野町、富士河口湖町、碓氷村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20→： 碓氷町、碓氷町 H24.10.17→： 小田原、碓氷町(マツタケを除く。) H24.10.11→H27.1.22解除： 小田原、碓氷町(マツタケに限る。) H24.10.31→： 碓氷町(マツタケに限る。) | |
| | コンブ | H24.10.11→H27.1.22解除： 碓氷町(マツタケに限る。) | |
| | シカの肉 | H23.10.31→H27.1.22解除： 小田原、碓氷町(マツタケに限る。) H23.10.21→H27.1.22解除： 碓氷町(マツタケに限る。) | |
| | その他 | 茶 H23.8.21→： 碓氷町、碓氷町 H23.8.28→： 中野町、碓氷町 H23.8.28→： 碓氷町 | |
| 静岡県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H23.12.7→H23.12.7解除： 富士見町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるキノコ類を除く。) | |

※ 解除済みの表示は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成30年5月28日現在

| 福島県 | 摂取制限 | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------|---|---|---|--|---|--|--|---|--|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 555 1513 589">H23.3.23～ 下記の地域以外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 589 1513 622">H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 622 1513 656">H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 656 1513 689">H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 689 1513 723">H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 723 1513 757">H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 757 1513 790">H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 790 1513 824">H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 824 1513 880">H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 880 1513 929">H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</td> </tr> </table> | H23.3.23～ 下記の地域以外 | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。) | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| H23.3.23～ 下記の地域以外 | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。) | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | | | | | | | | | | | |
| H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | | | | | | | | | | | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| | H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | | | | | | | | | | |
| 原木シイタケ(露地) | H23.4.13～：飯館村 | | | | | | | | | | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.0～：棚倉町(※首根菌に属する野生キノコに限る) | | | | | | | | | | |
| | H23.9.15～：いわき市、棚倉町 | | | | | | | | | | |
| | H23.9.20～：南相馬市 | | | | | | | | | | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 | | | | | | | | | | |
| 肉 | ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。) | | | | | | | | | | |
| 肉 | イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | | | | | | | | | | |

※ [] の箇所は摂取制限の対象